

件名	愛媛県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例
主管課	県民生活課
根拠法令等	
<p>【改正の概要】</p> <p>地方消費者行政活性化交付金を原資として基金を積み増し、消費者行政活性化に資する事業を実施するため、事業の実施期限を1年延長する。</p> <p><u>（現行）平成25年3月31日</u> → <u>（改正）平成26年3月31日</u></p>	
施行日	公布の日
<p>【その他参考事項】</p> <p>実施事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員等研修参加支援 ・市町消費生活相談窓口支援事業 ・出前講座等派遣事業 他 <p>計13事業</p>	